青年海外協力隊大阪府OB・OG会　会則　2021年2月21日（日）

名称・設立	1条	本会は、青年海外協力隊大阪府OB・OG会（以下、本会）とする。 設立は、1990年4月1日とする。
事務所	2条	本会の住所はJOCA大阪（大阪府摂津市正雀本町1丁目20番7号）とする。
目的及び事業	3条	本会は、青年海外協力隊の隊員活動で得た知恵や経験を地域社会の発展のために社会還元をすることを目的とし、次の事業を実施する。 １）協力隊希望者、派遣候補生、派遣中の隊員そして隊員経験者などの交流促進・応募促進事業 2.　国際協力のセミナーや地域課題の解決に向けた社会貢献活動の実施やその支援事業 3.　2030年のSDGs達成に向けた取組の実施やその支援事業 4.　その他国際協力に関する一切の事業、およびそれに関わる収益事業
会　員	4条	会員は、派遣前の隊員も含む大阪府出身/在住/居住を主とした青年海外協力隊隊員経験者。もしくは、本会の趣旨、目的に賛同する者で、会長の承認を得ることにより会員となることができる。
会　費	5条	本会は、会員から会費を徴収しない。
退　会	6条	退会を希望する会員は、書面もしくは電磁的方法で任意に退会することができる。
運営委員会	7条	会の円滑な事業実施のために運営委員会を置く。
運営委員選出	8条	本会に次の運営委員を置く。必要に応じて役職に定める。但し、会長1名　副会長1名　会計1名　監査1名は必ず置くものとする。（会計担当の兼任は可とする。）運営委員は会員からの自薦・推薦により運営委員会が選出する。
委員の職務	9条	会長は本会の運営を総括し、適切に事業を行わなければならない。 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。 会計は、適正に資金を管理し、総会に報告する決算書類を作成しなければならない。 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。
委員の任期	10条	運営委員の任期については次回総会までとする。また、任期は最長3年までとする。
委員の解任	11条	委員が下記いずれかに該当するときは、運営委員会の議決によりこれを解任することができる。 １）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。 ２）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
総会	12条	会員を持って構成し、総会を決算日後3ヶ月以内に開催するものとする。運営委員会は以下について報告する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。 1.　会則の変更　２）新・運営委員組織や役割について ３）前年度事業報告・会計報告・監査報告および次年度活動計画・予算案・事業担当の選任４）その他運営委員会の決めたる事項
議事録	13条	総会の議事については、議事録を作成する。
事業報告書及び決算	14条	3月末日までに下記の事項を運営委員会で確認し、監査を経て総会で報告しなければならない。 １）前年度事業報告 ２）前年度会計報告（現預金額の確認） ３）前年度に実施したすべての事業に関すること
会計年度	15条	本会の事業会計年度は、毎年4月１日から3月31日までとする。
会則の変更	16条	この会則は、運営委員会において全員の総意がなければ変更できない。
細　則	17条	この会則の施行に必要な細則は、会長が定め運営委員会の承認を得なければならない。
附　則		この会則は、2021年2月21日から施行する。